

2022年10月31日

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク  
理事長 山口益弘 様

株式会社悠優コスメティクス  
代表取締役 鈴木亮市  
上記代理人 弁護士法人至誠法律事務所  
弁護士 齋藤健一郎



〒100-0011

東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビル9階

電話 03-6876-5188

FAX 03-6800-1431

ご回答書

当職は、株式会社希乃屋（以下「当社」といいます。）代理人として、2022年10月20日付け「差止請求書」につきまして、以下のとおりご回答申し上げます。

第1 「請求の要旨1」について

貴法人の申入れを踏まえ、当社は、既に「希乃屋オールインワンジェル」の「定期コース」の解約方法について、「LINEでの解約できない方に関しましてはお電話・メール・FAXでの解約も受け付けております。」と変更させていただきました。

<https://yu-yu.shop/order/index.php>

第2 「請求の要旨2」について

貴法人の申入れ内容にあります「LINE以外での手続きによる場合には、身分証明書の開示が必須となる条項」につきましては、本年6月27日からは行っておりません。

以上